

みつはし社会保険労務士事務所
社会保険労務士 三橋 知香枝
〒158-0092 東京都世田谷区野毛 2-25-11
TEL : 050-3702-7733 FAX : 050-3730-2054
Mail : mitsuhashi@setgaya-sr.tokyo
http://setagaya-sr.main.jp/

【今月のテーマ】

- 労災保険料率引き下げへ
- 精神障害者雇用の基準変更
- 解雇の金銭解決制度

労災保険料率引き下げへ

厚生労働省は、企業が支払う労災保険料率を来年度から引き下げ、負担を年約 1300 億円分削減する方針を固めました。

労災保険の保険料率は業務内容や事故の発生割合などに応じて 54 の業種ごとに設定されており、来年度は 3 年に 1 度の労災保険料率の改定の年に当たります。今回は 31 業種の保険料率が据え置かれ、建築業など 20 業種が引き下げ、清掃業など 3 業種が引き上げになります。現行では全業種平均の保険料率は 0.47% となっておりますが、そこから 0.02% 引き下げられ 0.45% となり、企業の保険料負担は年 512 億円軽減される見込みです。

精神障害者雇用の基準変更

厚生労働省は、障害者雇用促進法で定めた法定雇用率（働く障害者の割合）の計算方法を見直すことを決めました。

障害者雇用促進法では 50 人以上を雇用する企業に対し、従業員数の 2.0% 以上の障害者を雇うよう義務付けています。現行制度では、週 30 時間以上働く人のうち、身体や知的の重度障害者は 2 人分にカウントし、20～30 時間未満の場合は障害種別を問わず 0.5 人分と数えますが、「雇用されてから 3 年以内の精神障害者」を対象に 1 人分に引き上げられます。

精神障害者は体調面を考えて短時間勤務を選ぶ人が増えており、一層の雇用促進につなげるため企業と障害者団体の双方が引き上げを求めています。

解雇の金銭解決制度

労働者が不当解雇された場合に職場復帰ではなく、金銭支払いで解決する制度に関して、労働政策審議会の分科会で議論されました。

金銭解決制度の必要性について、「労働者救済の選択肢を確保する観点から一定程度認められる」として、労働政策審議会で議論するよう求めています。

分科会は、不当に解雇されたとする労働者が復職ではなく金銭支払いによる解決を求めた場合、裁判所が違法解雇と認定した上で支払いを命じる仕組みを推す内容の報告書をまとめました。

一方で、労働者側は「リストラ的手段として使われかねない」として強く反発しています。